



JICAの外国人材・多文化共生 にかかるとり組み

2023年11月

第2590地区学友会副会長（2021-2023）

JICA専門家（ベトナム・国際労働移動）

山田 怜

JICAの外国人材受入れ・多文化共生にかかる3つの取組柱



誰一人取り残さない日本・世界の実現に向けて

1. 移住労働者の人権尊重



人間の安全保障の観点から、脆弱な移住労働者の人権の尊重を促進、出身国のガバナンス強化に貢献

※法・政策・制度の整備、運用の適正化、国際標準への適合



課題別研修を通じた能力強化

（「経済成長とディーセントワーク実現に向けた海外就労者の送出国及び帰国後のキャリア開発支援に係る労働政策」）

2. （送出国・日本双方の）経済成長のための人材育成



移住労働者が出身国の質の高い成長に寄与するための人材育成に貢献



日本センターを活用した人材育成
（モンゴル日本センターによるモンゴル人材キャリア支援事業）

3. 外国人材との共生社会構築



地域における多文化共生の取組促進・支援

企業による責任ある労働者受入れの促進・支援



国際協力推進員（外国人材・多文化共生）の配置

取組事例



柱3：外国人材との共生社会の構築

目的

外国につながるのあるあらゆる人々が、
日本社会を共につくる一員として
包摂され、安全に安心して
暮らすことができるようになることを
目指す。

地域における取組全体像（1）



地域における多文化共生の取組の促進・支援

JICA提案型事業の利用

- 草の根技術協力：NGO、大学、地方自治体及び公益法人の団体等が企画した途上国への協力活動をJICAが支援し、共同で実施。
※2023年度から「外国人材受入れ・活躍支援枠」が設置されました。
- JICA基金：持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、本基金を活用した活動提案を募集。
※「日本国内の多文化共生社会の構築推進、外国人材受入れ支援に関する活動」も支援します。
- 中小企業・SDGsビジネス支援事業：開発途上国の課題解決に貢献する民間企業等のビジネスづくりを支援。

開発教育支援事業

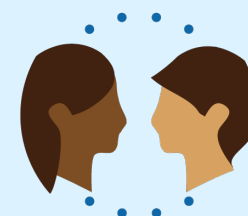
海外協力隊グローバルプログラム
日系サポーター研修員の派遣
イベントの共催
国際協力推進員の配置



市民参加事業詳細
はこちらから



民間連携事業詳細は
こちらから



開発教育支援事業詳細
はこちらから



企業による責任ある労働者受入れの促進・支援
責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム
(JP-MIRAI)

より大きな枠組み

連携協定に基づく包括的な協力

〈参考〉 草の根技術協力事業「外国人材受入れ・活躍支援枠」について

開発途上国の住民の生活改善、生計向上の一環として、当該国からの**労働者の適正な受入れ**やこれら**労働者の当該国・日本国双方での活躍の促進**に向けた①政策・制度の整備・運用、②人材育成、③組織的・人的ネットワーク構築・強化を重視する提案については、第4章の「3. 審査項目・配点表」の「外国人材受入・活躍支援枠配点」のとおり、通常の案件とは異なる配点により審査を実施

本枠対象案件例



- 日本で技術（介護、農業等）を身に着けた技能実習生・外国人労働者に対する帰国後のフォローアップとして、技能実習生・外国人労働者の出身国において、日本での学びや就労経験が開発途上国の現場に活かされるよう日本の専門家が人材育成を行う事業。
- 来日前・帰国後の技能実習生・外国人労働者が、帰国後の将来像を明確にして日本での実習・就労に臨み、日本で習得した技能・経験・資金を活かして就職・起業できるように、現地の政府機関や関連業界団体と協力して出身国の就職支援体制の構築にかかる政策・制度を整備・運用する事業。また、こうした産業人材育成の促進を目的として、現地の日本語学習環境整備を支援する事業。
- 現地の政府機関や関連機関と協力して開発途上国の労働者の適正な送出しに資する政策・制度（例：送出機関に支払う手数料の透明化）の整備・運用を促進することで、開発途上国の労働者の人権保護や社会・経済発展につながる事業。



詳細は募集要項を
ご確認ください

地域における取組全体像（2）

外国人材受入れ、多文化共生分野における取組の推進をJICAはサポートします！



外国人住民

市民

企業・団体

自治体

教育機関

NGO・NPO

開発途上国での国際協力の
経験を通じ培ってきた知見

開発途上国での経験を踏まえた
多様な文化を伝えることのできる豊富な人材

国内14か所、海外96か所の
JICA事務所を通じたネットワーク

教育教材の活用

受入れ・共生の推進

安心・安全な環境づくり

防災力の向上

課題の把握



●JICAの取組（一例） 詳しくはこちらの資料から ⇒

PowerPoint プレゼンテーション (jica.go.jp)

事例三
07

教育機関・NPO団体 外国につながる子ども

JICA開発教材を国内の教育現場で活用
JICA教育成果品を「国際公共財」
として教材ページに掲載

JICAでは多くの途上国で環境科を中心に教科書等の教材の開発支援をしています。これらの教材を「国際公共財」と位置づけ、国内外で広く活用いただけるよう、JICA HP内に教材掲載ページを設けました。学校やNPO団体等を通じて日本国内の外国につながる子どもの学びの促進につながるような活用も目指しており、文部科学省の協力を得て、同省が運営する外国につながる子どもの学習支援情報サイト「かすたねっと」にもリンクが掲載されています。現在、英語・仏語・スペイン語・アラビア語等の教材が掲載中。今後は、ウルドゥー語・ベンガル語・ポルトガル語等の教材も随時掲載予定です。



JICA教材ページ



エルサルバドルの算数教科書



教育

事例三
08

自治体・国際交流協会 外国につながる子ども

日系人集住都市の多文化共生・地方創生に貢献
岐阜県可児市における在日系ブラジル人へのソーシャルワーク研修

日系サポーター研修は、国内の日系人集住都市に中南米から主に日系人をJICA研修員として受入れ、教育機関、自治体、NGO、企業などで研修を受けながら自らの専門性を磨くとともに、課題を抱える在日系人のために日本語／母国語サポーター、ソーシャルワーカー、相談役といった役割を果たし、在日系人のサポート、日系人集住都市の多文化共生・地方創生に貢献する事業です。また、日系人自身の専門性強化を通じた帰国後の中南米地域の開発にも資することが期待されます。

特定非営利活動法人可児市国際交流協会が実施する外国人生活相談業務、多文化ソーシャルワークや在日系人子弟への日本語教育及び母語教育等を通じてソーシャルワークや多文化共生の取り組みへの理解を深めるとともに、ポルトガル語でブラジル日系人児童や公立高校などの生徒への学習理解のためのサポートや、地域住民へのブラジル文化紹介により相互の文化理解を促す活動も行っています。



可児市子育て健康プラザmanitoにて開校と



定住ブラジル人のための行政手続きサポート業務を行っています

教育

人材育成

地方創生

事例三
17

民間企業 自治体・国際交流協会

途上国での人材育成拠点と連携した外国人材受入促進
「日本センター」における
来日前人材へのキャリア支援

東南アジア、東・中央アジア7ヵ国で、日本語経営や日本語教育などを通じてビジネス人材育成、日本企業とのネットワーク構築を支援する日本人材開発センター（通称：日本センター）では、日本での就労に関心を持つ現地人材に日本の在留資格やビジネスマナーの情報提供や、地元企業での就労に向けた自治体主催就職フェアの開催支援などを行っています。

例えば、モンゴル日本センターでは、茨城県外国人材支援センター、JICA派遣と連携し、県内企業へモンゴル人材の強みや特徴を紹介するセミナーや、日本での就労経験を生かしたキャリア形成に関するモンゴル人材と日本企業の意見交換会などを開催しています。



カンボジア日本センター
ジョブフェア（2022）



中小企業と留学生による意見交換会
（モンゴル日本センター）



日本センター事業の
詳細はこちら

人材育成

キャリア支援

事例三
18

民間企業

提案型事業を活用した人材選流の取り組み
技能実習生が学んだ技術を活用した
インドネシアでの水産加工振興

水産加工に取り組む株式会社あ印（茨城県）は、JICAの民間連携事業を活用し、インドネシアで十分に利用されていない鯖タコについて、現地での加工・流通を支援したうえで、革の根技術協力事業として、地域漁民や水産加工業者の生計向上につながる水産加工技術や衛生管理技術、流通体制構築の支援を行いました。

現地での活動にあたっては、同社が技能実習生として受入れて育成したインドネシアの人材が、水産加工や衛生管理の指導を行うなど、日本で学んだ知識・技術を活用した取り組みにつながっています。



インドネシアの水産加工工場での
日本人専門家に技術指導



詳細はこちら

海外展開

人材選流

事例1：「つなぎ役」として地域が抱える課題解決を後押し



国際協力推進員（外国人材・共生）の配置(2020年度～)

主な配置先（2020年度～、2023年9月現在）

● JICAの国内拠点

- 地域が抱える外国人材受入れ・多文化共生にかかる課題解決の支援を行うとともに、途上国での知見・ネットワーク及び多様なJICA事業を活用し、日本と途上国をつなぐ双方向の事業の形成・実施を支援する。
- 主に自治体が設置する外国人材受入れ支援センターや、各地域で外国人材受入れにかかる課題に取り組む団体と連携し、地域の外国人材受入れ・多文化共生を推進する。



帰国海外協力隊員など、多文化共生やJICA事業を経験した人材を配置。自治体等が行う人材確保や多文化共生の取組を支援。

事例 2：地域のステークホルダーとの連携



自治体やJICA海外協力隊経験者と連携した多文化共生イベント（JICAfe）

- JICA × 自治体（釧路市・中標津町） × 札幌出入国在留管理局釧路港出張所の連携により、地域で暮らす外国人（技能実習生、留学生等）と地域住民の交流を通じて、多文化共生社会の推進を図るイベントを開催。
- 外国人と地域住民に交流の場を提供するだけでなく、地域おこし協力隊や国際交流団体、日本語学校等にも協力いただき、自治体を中心とした外国人材受入れ支援及び多文化共生社会の構築に向けた地域プラットフォーム形成に繋がっている。



ベトナム出身の中標津町地域おこし協力隊による文化紹介（中標津町）



釧路市による多文化共生お役立ち情報紹介（釧路市）

出入国在留管理局との連携（一例）

- 名古屋出入国在留管理局との連携による外国人支援のワンストップサービス／合同相談会開催（中部）
- 外国人材と地域社会との共生促進のためのオンラインセミナーに仙台出入国在留管理局からも講師として登壇（東北）
- 適正な外国人雇用と人材活用を考えるオンラインセミナーに札幌出入国在留管理局函館出張所からも講師として登壇（北海道）

事例3：多文化共生の担い手育成（防災分野）



地域の防災力向上を通じた共生社会の実現

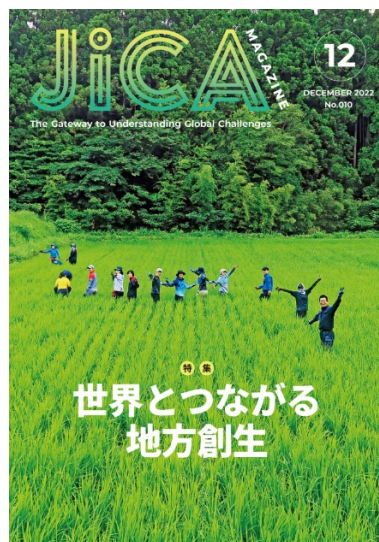
背景

- 阪神淡路大震災から26年、東日本大震災から10年経過し、JICA関西を中心に防災の知見を途上国へ展開中
- 特に自助・共助は「顔の見える関係」が重要、在留外国人も含めたコミュニティ防災の取組を実施する

防災力の強化＝コミュニティの強化＝主体的な街づくり→多文化共生に貢献



参加者の皆さんと



JICA Magazine12月号でも
紹介されています！



- JICA関西は、日本での在住者が急増しているベトナム人の防災力向上を目的に、防災リーダー育成を行っている。ベトナム人社員・実習生が所属する企業の協力のもと、外国籍従業員を雇用する企業や自治体、国際交流協会などからも参加してもらい防災研修を実施。
- 日本は、その位置・地形・地質・気象などの自然的条件から、地震や台風をはじめとした数多くの自然災害が発生する国。実際に日本で災害に遭った際、多言語での効果的な情報収集の方法が伝えられた。
- 研修は、研修受入企業、企業所在地の基礎自治体、府の国際化協会及び地域の防災士と連携して開催し、複数回の研修を通じて「外国人防災リーダー」を育成。最終的には地域社会の、外国人を含む災害時協力体制構築の一助となることを目標としている。

詳細はこちら

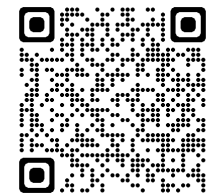


講座の様子

〈参考〉『多文化共生・外国人材受入寄附金』



JICAは2023年9月、全ての人が、国籍に関係なく、安全に安心して、差別や偏見なく暮らすことができ、多様性に富んだ活力ある日本・世界を実現するため、『多文化共生・外国人材受入寄附金』を創設しました。お預かりした寄附金は、NGO、民間企業、地方自治体等のパートナーと連携した活動や、日本に対する適正な労働者の送出しの促進を目的とした開発途上国との技術協力事業の推進のために活用いたします。



寄附サイト

活用対象（予定）

□ 多文化共生・外国人材受入関連事業

JICAは、開発途上国との国際協力に関する知見・経験や組織的・人的ネットワークを土台として幅広いパートナーと連携しながら以下のような事業を進めています。

- ①外国人材との共生社会の構築
- ②経済成長のための人材育成
- ③移住労働者の人権尊重

各事業の詳しい
内容を記載した
ウェブページは
こちらから。



□ 「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(JP-MIRAI)」との協働事業

JP-MIRAIは、外国人労働者の権利をまもり、労働環境・生活環境を改善することで、責任をもって外国人労働者を受入れ、外国人労働者から「選ばれる日本」となることを目指すプラットフォームです。JICAは「JP-MIRAIポータル」を通じた外国人の方々への**日本での生活に関わる情報提供**や**相談窓口の設置**等の活動においてJP-MIRAIと協働しています。



〈参考〉

JICAが支援するJP-MIRAIの取組



JP-MIRAIでは、9言語対応のポータルサイトやアプリを通じて、外国人労働者に対し日本での暮らしや就労に役立つ正しい情報を提供しています。JP-MIRAIアシスト（相談窓口）では、労働・在留・生活上の困りごとを9言語で受け付けています。2023年9月からは、外国人労働者が人権侵害や法令違反を受けていないか自己判断するオンラインツール「JP-MIRAIセーフティー」の運用を開始、利用を呼び掛けるための「外国人労働者の人権をまもるキャンペーン」を実施します。JICAはこれらの取組を支援しています。



責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム『JP-MIRAI』

Japan Platform for Migrant Workers towards Inclusive Society



JP-MIRAIについて
詳細はこちらから

JP-MIRAIとは？

日本国内の外国人労働者の課題解決に向けて、2020年11月に民間企業・自治体・NPO・学識者・弁護士・JICAなど多様なステークホルダーが集まり設立されたプラットフォーム：会員数674団体／個人（2023年9月22日時点）。



2020年11月16日 設立フォーラム

参加者・体制



JP-MIRAIの取組

「ビジネスと人権」
「SDGs」に沿った企業の取組をしたいが、自社だけでできることには限界がある

外国人材受入れについて他の企業や団体の取組を知りたい

地域を共に活性化していく一員として外国人材を受入れたいけれど、どんな取組ができるか他地域の事例を参考に考えたい



WITH MIGRANT WORKERS



外国人労働者との情報共有・共助

WITH PRIVATE SECTORS



「ビジネスと人権」における協働

WITH MULTI-STAKEHOLDERS



学びあいと内外への発信

日本の経済・社会の重要な構成員である
外国人労働者を含めたディーセントワーク^{*1}の実現

「選ばれる日本」を目指した活動に
JP-MIRAIは取り組みます。

^{*1} ディーセントワーク：包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用

日本で働く・暮らす上で役立つ情報&サポートするツールを多言語で提供！

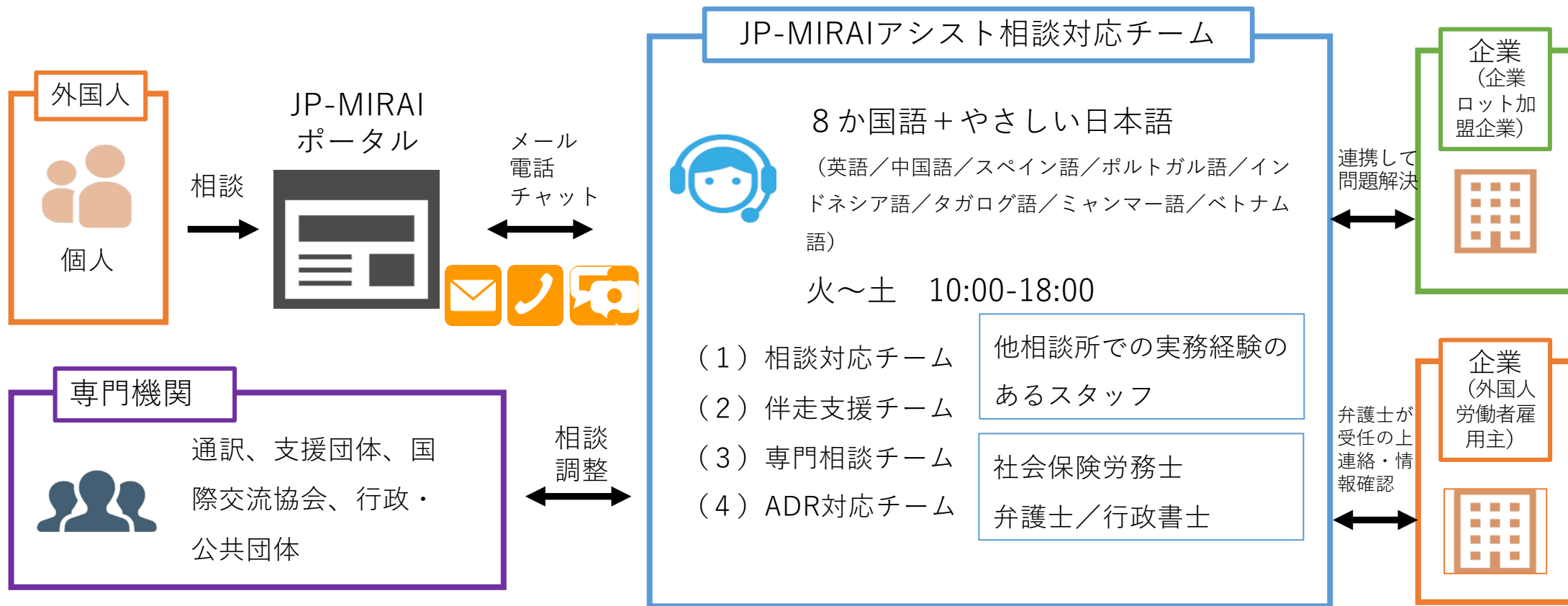


活動例 2： 外国人労働者向け相談窓口「JP-MIRAIアシスト」

相談対応 仕事・生活・教育・医療・福祉など、様々な領域にわたる相談対応を多言語で行います。

伴走支援 電話や対面で、当事者に寄り添い、ともに解決を目指します。必要に応じ、外部の支援団体と協力します。

専門相談 在留資格や法律にかかわる相談に応えます。外国人对応に実績のある弁護士や行政書士が担当します。





活動3：責任ある外国人労働者の受入れ企業協働プログラム

「JP-MIRAI 企業協働プログラム」は

企業の「ビジネスと人権」の取組と
サプライチェーンで働く外国人労働者の安心・安全な就労・生活を包括的に支援しま
す。

企業に求められる取組

～国連「ビジネスと人権における指導原則」より

- ◆ 人権方針の策定
- ◆ 人権デューデリジェンスの実施
- ◆ 救済メカニズムの構築
- ◆ サプライチェーン上の労働者の人権を守る責任

- 外国人を雇用する企業やその製品やサービスを利用する大手企業（ブランドホルダー）の責任は大きく、国際社会においてもサプライチェーン管理の取組が進んでいます。

- 個社で取り組むことが難しいサプライチェーン管理や救済メカニズムなどに協働で取り組むため、

JP-MIRAIは**企業協働プログラム**を実施しています。

企業協働プログラム
概要はこちら



詳細説明資料
はこちら



JP-MIRAI 企業協働プログラム

サービス内容

JP-MIRAIポータル
サイトから利用できます

- 1 相談窓口・救済メカニズムを通じて、参加企業の国内サプライチェーンで勤務する労働者を支援。
JP-MIRAIアシスト
- 2 労働者の相談内容*や人権侵害リスク自己診断結果の情報共有を通じて企業の人権デューデリジェンスを支援。
JP-MIRAIセーフティ
- 3 研修・アドバイザー・弁護士助言、参加企業間での経験共有により、参加企業・サプライチェーン企業の学び合いをサポート。

*相談内容のフィードバックはJP-MIRAIアシストを通じて共有されます



活動例 4 : 「外国人労働者の人権をまもるキャンペーン」

キャンペーンの目的

外国人労働者の人権をまもるため、経済団体・労働団体・NPO・自治体等と連携して、「**JP-MIRAIセーフティ**」をより多くの外国人労働者に展開し、問題を抱える外国人労働者を、相談窓口へ誘導し、救済につなげるキャンペーンを行う（支援を目的とし、個人情報取得しない）。会員、各団体、メディア等にご協力頂き、JP-MIRAI及びJP-MIRAIポータルの認知度向上及び社会啓発を行う。

実施要領

1. 実施期間： 2023年9月～11月。キャンペーン終了後もJP-MIRAIセーフティの運用は継続。
2. 達成目標： 期間中に3,000名(P)の外国人労働者からの回答を得る。
3. 主催： 一般社団法人JP-MIRAI
4. 共催： 独立行政法人国際協力機構（JICA）
5. 後援： 外務省、厚生労働省、経済産業省、出入国在留管理庁、日本労働組合総連合会、日本経済団体連合会
6. 協力： 外国人雇用協議会、国際活動市民中心(CINGA)、Adovo
4. 展開媒体： ポスター（公的機関等掲示用）、フライヤー、（協力団体向け、外国人労働者向け）、SNS、プレスリリース等

2023年 9月1日~11月30日

外国人労働者の人権をまもるキャンペーン

外国人労働者や雇用主への利用呼びかけにご協力ください！

JP-MIRAIは、日本在住の、問題を抱える外国人労働者をひとりでも多く支援するため、外国人労働者が日本で働く上で重大な人権侵害・法令違反を受けていないかを自己診断し、必要な方に支援を提供する**オンラインツール「JP-MIRAIセーフティ」**をスタートしました。

残業代が払われていないかも

仕事でけがをしたんだけど

インターネットも使わせてくれない

妊娠して、仕事ができそう

休暇がとれないけど？

……

こんな人いるかも ↑ **まずは、外国人労働者自身でチェック** ↓

「JP-MIRAIセーフティ」 3つのステップ

とっても簡単！

QRコードからスタート →

安心の3つのポイント

STEP 01
5分でできる自己診断

外国人労働者が簡単な質問に答えることにより、自分自身の労働環境において、強制労働や人身取引及び重大な法令違反がないかをチェックすることができます。

利用は無料。どの在留資格でも利用できます。9つの言語を用意。

STEP 02
制度をやさしく解説

人権上の問題や重大な法令違反に当たる可能性がある項目にチェックした場合、関連する説明がリンクで表示され、「自分の環境が適切でない」と知ることができます。

勤務先や個人情報の入力には任意。気軽に利用できます！

STEP 03
解決のお手伝い

問題があるかもしれないと思った人は、外国人向け相談窓口「JP-MIRAIアシスト」（母国語対応、無料）に相談、または相談窓口から連絡をもらうことができます。

回答や相談内容が、勤務先など周囲に伝わることはありません。

主催： 一般社団法人JP-MIRAI
共催： 独立行政法人 国際協力機構（JICA）
後援： 外務省、経済産業省、出入国在留管理庁、日本経済団体連合会、日本労働組合総連合会（申請中：厚生労働省）
協力： 一般社団法人 外国人雇用協議会、NPO法人 国際活動市民中心、NPO法人 Adovo

お問合せ先： 一般社団法人JP-MIRAI
メール： info@jp-mirai.or.jp

外国人労働者向けフライヤーはこちらからダウンロードしてください
9言語：日本語、英語、ベトナム語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、インドネシア語、ミャンマー語

https://jp-mirai.or.jp/content/outreach/outreach_flyer.pdf

参考情報

政府方針におけるJICAの貢献・位置づけ等

〈参考〉 政府方針におけるJICAの貢献・位置づけ（1）

■ 総合的対応策

令和2年度改定版にて、JICAの取組が初めて日本政府の施策として初めて位置付けられて以降、改定を重ねながら令和5年度改定版においては、5つの関連する施策が掲載されている。（以下抜粋）

「外国人材の円滑かつ適正な受入れ」

- ・ 開発途上国での技能人材・ビジネス人材の育成や日本語教育に係る技術協力やボランティア事業等を通じた、送出機関や現地の教育機関等への支援、人材育成支援を実施
- ・ 開発途上国の関係機関との連携強化、法令に基づく適切な受入れ手続促進、送出国側の体制強化や人材育成・能力強化支援、帰国者のキャリア開発・起業に係る支援を行う

「共生社会の基盤整備に向けた取組」

- ・ JICAとの連携による地方公共団体やNPO等の共生社会の構築に向けた取組の推進
- ・ JICA海外協力隊経験者等、国際経験の豊かな人材の積極的なリクルート



総合的対応策
(入管庁HP)

■ 外国人との共生社会に向けたロードマップ

令和4年度、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップが決定された際に、「共生社会の基盤整備に向けた取組」にかかるJICAの具体的施策が掲載された。（以下抜粋）

「外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり」

- ・ 外国人地域リーダーの育成
- ・ 国内外の多文化共生に精通した国際協力推進員の活動推進



ロードマップ
(入管庁HP)

■他、「成長戦略フォローアップ（R3）」にもJICAの外国人材受入れ・多文化共生にかかる取組が掲載
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/portal/follow_up/index.html

〈参考〉 政府方針におけるJICAの貢献・位置づけ（2）

■ 成長戦略等のフォローアップ（令和5年6月）

IV. 「経済社会の多極化」関連のフォローアップ

2. 「企業の海外ビジネス投資の促進」関連（日本企業の海外展開・ビジネス展開の促進）

・人権デュー・ディリジェンスの確保のため、G7 専門家ネットワークによる情報交換等により、G7 各国との連携を加速させる。また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の企業向け研修や周知・広報等を行うとともに、民間における苦情処理メカニズムの創設等を支援する。あわせて、国際機関と連携・協力しつつ開発途上国の労働環境の向上を支援する。



詳細はこちらから
(内閣官房HPより)

■ 自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新たなプラン

取組の柱1：平和の原則と繁栄のルール

事例6 国際的な価値としての「ビジネスと人権」の取組・推進

・人権尊重の促進のための組織的ネットワーク強化

（例）児童労働撤廃や責任ある外国人労働者受入れの推進を目的とした民間企業・NGO等とのプラットフォーム活動の推進（「開発途上国におけるサステナブル・カカオ・プラットフォーム」、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）」）、国際機関との連携を通じた国際的発信



詳細はこちらから
(外務省HPより)

■他、「『ビジネスと人権』に関する行動計画2年目レビュー政府報告」において、JICAの支援を通じてJP-MIRAIパイロット事業が始動し、事業の一環として会員企業の外国人労働者に対する相談窓口・救済メカニズムの構築を支援している旨記載

「ビジネスと人権」に関する行動計画の実施に係る政府報告 | 外務省 (mofa.go.jp)

〈参考〉 第5期中期目標・中期計画における位置づけ

機構が取り組む重点領域 ～「より一層強化する」～

- (1) 自由で開かれたインド太平洋の推進、国際社会でのリーダーシップの発揮
- (2) 国の発展を担う知日派・親日派リーダーの育成
- (3) 気候変動対策の強化
- (4) 我が国社会経済の活性化及び内なる国際化への貢献

日本の開発協力の重点課題

- (8) 多様な担い手と開発途上地域の結びつきの強化及び
外国人材受入・多文化共生への貢献
 - ア ボランティア事業（JICA海外協力隊）
 - イ 外国人材受入・多文化共生**
 - ウ 地方自治体との連携
 - エ NGO/CSOとの連携
 - オ 大学・研究機関との連携
 - カ 開発教育
 - キ 日系社会との連携

イ 外国人材受入・多文化共生

外国人材から「選ばれる日本」に向けて、外国人材の適正な受入及び地域における多文化共生社会の構築を促進する。その際、JICA 海外協力隊経験者、国際協力推進員、国内拠点等を通じた地方自治体、NPO、民間企業及び海外拠点を通じた開発途上地域の政府関係機関等との連携を重視する。

■定量指標：外国人材受入支援・多文化共生社会構築に向け、JICA海外協力隊経験者、国際協力推進員、JICA国内拠点等を通じた支援対象団体・企業数

■目標水準：200団体・企業



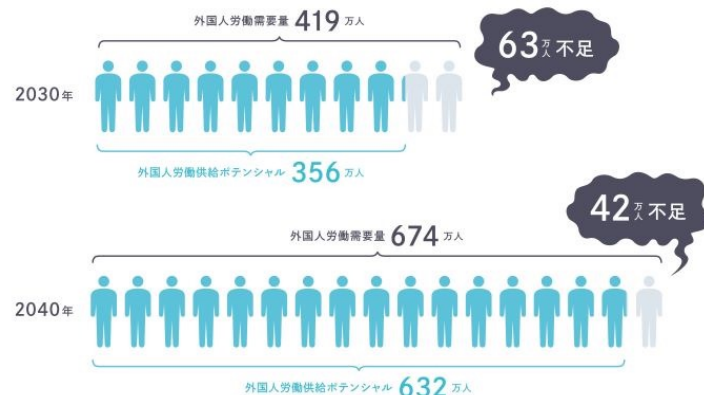
JICA調査研究『2030/40年の外国人との共生社会の実現に向けた取り組み』

(調査期間：2021年7月～2022年3月)



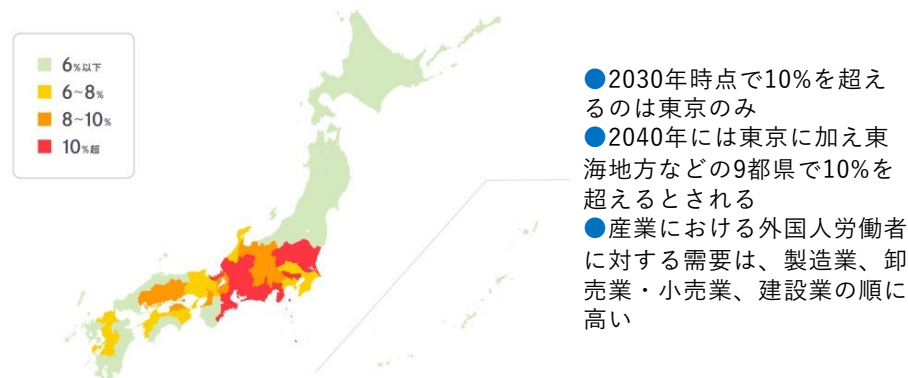
1. 将来の外国人受入れに関するシミュレーション

【外国人の労働者の需給ギャップ】

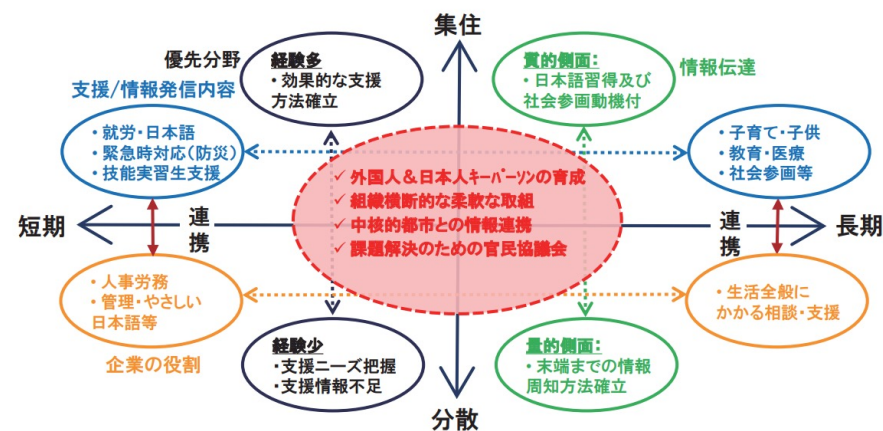


国内の労働力を活用し、AIなどの設備投資が進んでも、年1.24%の経済成長を達成するためには、2040年には674万人の外国人労働者が必要。

【2040年の外国人労働者数（対生産年齢人口比率）】



2. 将来の外国人との共生の在り方に関する検討



支援内容

長期定住者増加に伴い、子育て・教育・社会参画等の課題が増え、企業との連携強化が必要

優先分野

経験の少ない自治体は実態と支援ニーズ把握、経験が多い自治体は効果的な支援方法の確立が課題

情報伝達

分散地域は情報周知等情報の量的側面、集住地域では日本語学習動機付等情報の質的な側面が重要

外国人と日本人住民の橋渡しを行う
キーパーソンの育成が重要

〈参考〉 国・分野別および各国内機関の調査報告書等

国内

- 多文化共生に関する現状およびJICAでの取り組み状況にかかる基礎分析
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/11868213.pdf>
- 北海道における外国人材の現状・課題等に関する調査報告書
<https://www.jica.go.jp/domestic/sapporo/activities/survey/index.html>
- 東北における外国人材の現状・課題等に関する調査報告書
<https://www.jica.go.jp/domestic/tohoku/activities/survey/index.html>
- 中部4県における外国人材の現状・課題等に関する調査
https://www.jica.go.jp/Resource/chubu/topics/2021/20211008_01.html
- 北陸地域における外国人材の受け入れに係る 現状・課題等に関する調査
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000047612.pdf>
- 中国 5 県における外国人材受入・多文化 共生にかかる調査報告書
<https://www.jica.go.jp/domestic/chugoku/office/research.html>
- 九州における外国人材の現状・課題等に関する調査報告書
<https://www.jica.go.jp/domestic/kyushu/activities/survey/index.html>
- 沖縄における外国人材と多文化共生 の現状・課題等に関する調査報告書
<https://www.jica.go.jp/domestic/okinawa/report/index.html>

〈参考〉 国・分野別および各国内機関の調査報告書等

国・分野別

- 2030/40年の外国人との共生社会の実現に向けた取り組み調査・研究報告書

https://www.jica.go.jp/Resource/jica-ri/ja/publication/booksandreports/20220331_01.html

- 東南アジア地域 地方創生とODAとの連携の可能性に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000047297.pdf>

- ベトナム国産業人材育成分野における情報収集・確認調査

https://www.jica.go.jp/Resource/vietnam/office/others/pamphlet/ku57pq0000221k6l-att/jica_ihrd_report_202205_jp.pdf

- ネパール国 日本還流人材を活用した産業人材育成事業に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12364691.pdf>

- ウズベキスタン国 日本での就業機会を活用した産業人材育成事業に係る情報収集・確認調査方向書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12369898.pdf>

- 外国人介護人材受入に関する 情報収集・確認調査 ファイナル・レポート

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000049727.pdf>

- 11か国の教育制度・学校文化ガイド集（外国につながる児童の教育に携わるみなさまへのお役立ち情報）

https://www.jica.go.jp/domestic/yokohama/information/topics/2023/1516021_14656.html